

みんぱくリポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

国立民族学博物館研究報告 vol.47-3; 表紙,目次ほか

メタデータ	言語: Japanese 出版者: National Museum of Ethnology 公開日: 2023-04-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00010022

国立民族学博物館 研究報告

国立民族学博物館研究報告

vol.47 no.3—2023

Research Note

- Akamine, Jun An Introduction to the Political Economy of Japanese Modern Whaling: Edible Oil Competition and the Rise and Sink of Whale Oil Production

Research Resource

- Yoshida, Kenji Revisiting “Images of Other Cultures”: Impact of the 1997 Exhibition and Beyond

研究ノート

- 日本近代捕鯨史・序説
——油脂間競争における鯨油の興亡——赤嶺 淳

資料

- Revisiting “Images of Other Cultures”:
Impact of the 1997 Exhibition and Beyond —Kenji Yoshida



National Museum of Ethnology

10-1 Senri Expo Park, Suita, Osaka 565-8511, Japan

ISSN 0385-180X



国立民族学博物館

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10番1号

国立民族学博物館研究報告

47卷3号

2023年

目 次

研究ノート

日本近代捕鯨史・序説

—油脂間競争における鯨油の興亡— 赤嶺 淳 393

資料

Revisiting “Images of Other Cultures”:

Impact of the 1997 Exhibition and Beyond Kenji Yoshida 463

投稿規程・執筆要領 509

BULLETIN OF THE NATIONAL MUSEUM OF ETHNOLOGY

Vol. 47 No. 3

2023

Research Note

- Akamine, Jun An Introduction to the Political Economy of Japanese
Modern Whaling: Edible Oil Competition and the Rise
and Sink of Whale Oil Production 393

Research Resource

- Yoshida, Kenji Revisiting “Images of Other Cultures”: Impact of the
1997 Exhibition and Beyond 463

『国立民族学博物館研究報告』投稿規程

平成 28 年 7 月 4 日

研究出版委員会

1. 『国立民族学博物館研究報告』(以下「研究報告」という。) の目的

文化人類学及びその関連分野に関する論文、書評論文、研究ノート、資料(以下「論文等」という。)を掲載する。

2. 投稿資格

研究報告に投稿することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本館の専任研究教育職員、客員教員・特別客員教員及び本館の活動に関わる各種研究員(機関研究員、特任研究員、外国人研究員、共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員等)
- (2) 本館の組織・運営に関与する者及び関与した者
- (3) 本館の専任研究教育職員を研究代表者として組織された研究プロジェクトの研究分担者及び研究協力者
- (4) その他研究出版委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた者

3. 投稿区分

- (1) 「研究報告」の投稿区分は次のとおりとする。

「論文」：文化人類学及びその関連分野に関するオリジナルな研究の成果をまとめたもの。

「書評論文」：あるテーマに関連する複数の研究書や研究論文を取り上げ、研究動向の考察を試みるもの。

「研究ノート」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する研究の過程で得られた、新しい発見や仮説を提示したもの。

「資料」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する資料や情報を開示・紹介するもの。たとえば、研究で新たに得られた資料やデータの解説、海外の研究動向や学会動向の紹介、

展覧会の批評など。

- (2) 前項「投稿区分」のうち「論文」「研究ノート」の複数の論文等で構成するものを「特集」という。

なお、「特集」を出版するに当たり必要な事項は別に定める。

4. 投稿条件

- (1) 未公刊・未公開の論文等に限る。
- (2) 同一又は、極めて類似した内容の論文等を他に投稿中あるいは既公刊(電子媒体での公開含む)、掲載予定となってい るものは二重投稿とみなし受理しない。(二重投稿である場合は、原則として審査の対象としない。なお、掲載後に二重投稿であることが判明した場合は、取り消しや罰則を科す場合がある。)
- (3) 論文等の投稿は、別に定める執筆要領に従って執筆し、行うものとする。執筆要領に従っていない論文等は受理しない。

5. 使用言語、文字

論文等において使用する言語は、日本語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語のいずれかとするが、それ以外の言語で書く必要がある場合は、投稿に先立って委員会にその旨申し出ること。原稿に特殊な文字・記号を用いる場合も同様である。

6. 原稿の文字数

特に制限は設けないが、論文の場合は「ひとつ論文」として完結する内容と構成であることを要する。

7. 引用の際の注意

他の刊行物から、図・表・写真を転載する場合は、投稿者の責任において著者及び発行者の許可を求めるなければならない。

また、文献の引用に著作権・版権所有者の許可が必要な場合、あるいは図版や写真を掲

載するために版権の取得が必要な場合は、投稿者が手続きを行い、費用を負担する。

8. 投稿時の提出物

毎月月末までに以下のものを提出する。

- (1) 原稿（図・表・写真は本文に挿入し、ネイティブチェックは各自で済ませておくこと。）
 - (2) 「セルフチェックシート」
 - (3) 「投稿申請書」
- ※出力原稿とともにデジタルデータも提出する。図は、明瞭な出力原稿またはデジタルデータのいずれかを提出する。

9. 審査

投稿された原稿を掲載するか否かは、別に定める査読要領に基づいて委員会で審査のうえ決定する。なお、原稿（図・表・写真などを含む）は採否にかかわらず返却しない。

10. 異議申立て

- (1) 投稿者は、投稿した論文等の委員会決定に異議がある場合は、異議申立てをすることができる。異議申立ては書面により、論文名・著者名・異議申立て事項・理由を具体的に記載して委員会宛に提出するものとする。

異議申立ての期限は、最初の委員会決定の通知日より1ヶ月以内とする。

- (2) 異議申立てがあったときは、委員会は再審査又は異議申立ての却下を判定する。再審査の場合、委員会は再審査のための審査員を選定し、再度審査する。
- (3) 委員会は判定結果及び審査結果を速やかに投稿者へ通知する。
- (4) 同一の論文等にかかる異議申立ては1回限りとし、異議申立てにかかる判定結果に対する異議申立ては受けない。

11. 投稿者による改稿

投稿された論文等について、委員会が掲載を決定するまでの間に、必要に応じて投稿者に改稿を求めることがある。なお、一定期間内に改稿の提出がない場合は、採用等を取り消すことがある。

12. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規程及び執筆要領に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。採用決定後に行われる初校の段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

13. 原稿料等

原稿料の支払い、掲載料の徴収はしない。

14. 著作権等

論文等の著作権は、著者に帰属する。ただし、本館はそれらの論文等を国立民族学博物館学術情報リポジトリ（みんぱくリポジトリ）で公開する権利を保有する。その場合、本館は公開される論文等の著者を明記する。公開に適さない箇所があれば、その部分を抹消するため、投稿時に委員会までその旨を申し出ること。また、刊行された論文等を他の刊行物に転載する場合には、事前に委員会に申請しなければならない。

15. その他

- (1) 執筆者用の配布部数は3冊とする。
- (2) 本規程に定めのない事項については、委員会において審議し決定する。

16. 提出先及びお問い合わせ

〒 565-8511

大阪府吹田市千里万博公園 10-1

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国立民族学博物館内 研究出版委員会

電話 （代）06-6876-2151

FAX 06-6878-8429

e-mail : editorial @ minpaku.ac.jp

附則

この規程は、平成28年7月4日から施行する。

この規程は、平成29年9月13日から施行する。

この規程は、平成30年3月14日から施行する。

この規程は、平成30年5月9日から施行する。

この規程は、平成30年10月10日から施行する。

この規程は、令和元年7月22日から施行する。

この規程は、令和4年4月20日から施行する。

『国立民族学博物館研究報告』執筆要領

平成 28 年 7 月 4 日

研究出版委員会

1. 構成

論文・書評論文は、標題、著者名、要旨、キーワード、目次、本文、参照文献リスト、必要に応じて謝辞、注、図、表、写真から構成するものとする。

研究ノート・資料の場合は、要旨を省略する。

2. 原稿の媒体

投稿原稿は、横書きとする。原則としてデジタルデータと、A4 判の用紙に印刷した原稿との双方を提出する。

ファイルを作成するソフトは、一般に普及しているもの（MS ワード等）を使用し、特殊なフォントを用いる場合は、フォントデータを添付する。

特殊文字や記号、イタリック体文字、注番号、ルビ等には、印刷した原稿に赤で印を付ける。

3. 図表、写真の扱い

(1) 図・表・写真などの引用・転載にあたっては、著者自身が原著者などの著作権保有者の許可をとるものとする。

(2) 図・表・写真は著者から提出されたものをそのまま印刷に使用するので、著者の責任において完全なものを提出する。

(3) 図・表・写真は、図 1、図 2、……、表 1、表 2……、写真 1、写真 2……などと通し番号をふる。英語の場合、Figure 1, Figure 2……, Table 1, Table 2 ……, Photo 1, Photo 2……、などと通し番号をふる。

(4) 図・表・写真には内容を適切に表す表題（キャプション）説明、出典等を必ず付ける。

・表の場合は上部左に、「表 1 莫高窟北朝窟の分期」のように題名を記す。他の文献から引用する場合は、表の下部に（出典：敦煌研究院編 2014）のよ

うに、引用した文献を示す。

- ・図の場合は、図の下部左に、「図 1 莫高窟の崖面における早期窟・西魏窟の配置図」のように題名を記す。引用する場合は、題名の横に、表の場合と同様に出典を示す。
- ・写真の場合は、写真の下部左に、「写真 1 莫高窟遠景（2016 年 8 月 22 日筆者撮影）」のように題名、撮影日、撮影者を記す。
- (5) カラー写真を必要とする場合は、研究出版委員会（以下、委員会）に相談すること。
- (6) 原則として、図・表・写真は本文に挿入した状態で提出すること。

4. 表記の原則

(1) 日本語表記

日本語の表記は常用漢字、現代かなづかいを用いる。年号、月日その他の数字はアラビア数字を用いる。ただし、慣用されている熟語や序数については著者の判断に委ねるが、個々の論文において一貫性を維持する。

年号は西暦を用いる。元号を使用するときには、「昭和 29（1954）年」のように記す。外来語は慣用に従う。人名、地名は、現地の発音に近いカタカナ表記を採用する。いずれの場合も、必要に応じて現地語を丸括弧内に附記する。

(2) 漢字表記

現地の言語が漢字表記の場合、現地語単語を日本字で表記する。固有名詞以外はカギ括弧で括る。現地の漢字表記がそれに対応する日本字と異なる場合（中国語の簡体字等）、初出の個所に丸括弧で括って、現地表記を附記する。

(3) 人名表記

アルファベットによる人名表記は、後述する参照文献リストの見出し人名のみを例外として、論文等の使用言語にかかわらず、日本人氏名のローマ字表記も含めて、名、姓の順に記し、いずれも頭文字は大文字、それ以降は小文字で表記する。

5. 書式細目

(1) 標題、著者名

本文が日本語又は中国語の場合は、本文と同じ言語での標題と著者名、次いで英語での標題とローマ字表記の著者名を、この順に記す。本文が欧文の場合は、同じ言語での標題と著者名、次いで日本語での標題と著者名を、この順に記す。

(2) 要旨

本文が日本語又は中国語の場合は、本文と同じ言語での要旨、次いで英語での要旨を、この順に記す。本文が欧文の場合は、同じ言語での要旨、次いで日本語での要旨を、この順に記す。

日本語の要旨は 400 字、英語の要旨は 200 語、中国語は 280 字を目安とする。

(3) キーワード

論文等には 5 語程度のキーワードをあげる。本文が日本語・中国語の場合は、それに対応する英語のキーワードを併記し、本文が英語の場合はそれに対応する日本語のキーワードを併記する。

(4) 注

注は論文全体で通し番号を付け、文末脚注とする。本文中の注番号は、半角の数字と片括弧で記入する。

例) ……である³⁾。

注の内容文は、本文の次（謝辞がある場合は謝辞の次）、参照文献リストの前に一括して、通し番号順に記入する。

注で言及した資料は、参照文献としてあげる。

6. 文献引用の表記

本文や注で参照文献を指示するには、丸括弧で括って、著者の姓、半角スペース、刊行年、コロン、半角スペース、引用ページ数の順に記す。ページの桁は省略しない。ibid., op.cit., idem. などとせず、上記方式の表記をくりかえす。

例) ……である（鳥居 1927: 468–469）

鳥居（1975: 468–469）は……であると指摘している。

（秋葉・赤松 1935; Marcus and Fischer 1986）

（鳥居 1913; 1927）

（石田幹之助 1942; 石田英一郎 1951）

（Geertz, C. 1960; Geertz, H. 1960）

（鳥居 1913a; 1913b）

（劉 1992: 6）

7. 参照文献リスト

(1) 配列順

原稿末尾の参照文献リストには、本文や注で言及している文献のみ載せる。文献の詳細な書誌情報は、著者姓名のアルファベット順か五十音順とする。文献の言語が日本語・英語・中国語のように多岐に渡る場合、それぞれの言語ごとに分類し表記する。同一著者の文献が複数あれば、刊行年順に列举する。同一著者の同じ刊行年の複数の文献を参照している場合には、刊行年にアルファベットの小文字をつけて区別し、アルファベット順に配列する。

以下、記入すべき書誌情報の要領を日本語文献、欧文文献、中国語文献の 3 種にわたって述べる。

(2) 書誌情報

日本語文献では、論文名はカギ括弧、収録書名（ないし雑誌名）は二重カギ括弧で括る。雑誌の巻号は原則としてアラビア数字を用いる。著者・編者名は、姓、名の順に記す。

欧文文献では、論文名はローマン体、収録書名（ないし雑誌名）はイタリック体で区別する。論文名、書名ないし雑誌名はいずれも、非独立語を除き先頭の文字を大文字で記す。見出しどと著者・編者名のみ、姓、名の順に記し、間をコマンドで区切る。共著、共編の場合、二番目以降の著者・編者名は名、姓の順に記す。

中国語文献では、日本語文献の書式に準ずる。

なお、日本語・中国語文献の著者名（漢字）はフルネームとし、欧語文献の著者名は、姓以外はイニシャルのみとする。著者の姓と名との区別ができないなどの場合には、著者との協議により、委員会が判断する。

a. 雜誌論文

著者、刊行年、論文の標題、収録雑誌、巻号、収録ページ、（必要に応じて）雑誌の出版地及び出版社を記す。

石田英一郎

1948 「文化史的民族学成立の基本問題」
『民族学研究』13(4): 311–330。

Keesing, R. M.

1989 Creating the Past: Custom and Identity
in the Contemporary Pacific. *The
Contemporary Pacific* 1(1&2):
19–42.

黄才貴

1993 「侗族住居空間構成の調査報告」
『国立民族学博物館研究報告』18
(2): 303–346。

b. 論文集所収の論文

著者、刊行年、論文名、収録書の著者又は編者名、書名、収録ページ、出版地と出版社を記す。欧文の場合は、収録書を In で指示し、編者名はすべて名、姓の順に記す。収録書のそれ以外の情報は、下記単行本の書誌情報の要領に従う。

鳥居龍蔵

1975 「日本人類学の発達」鳥居龍蔵
『鳥居龍蔵全集』pp. 459–470, 東

京：朝日新聞社（初出は1927年）。

バーンズ, J.A.

1981 「ニューギニア高地におけるアフリカン・モデル」笠原政治訳、武村精一編『家族と親族』pp. 116–134、東京：未来社。

Schneider, D.

1976 Notes toward a Theory of Culture. In
K. Basso and H. Selby (eds.)
Meaning in Anthropology, pp. 197–220. Albuquerque: University of New Mexico Press.

克里佛德, J.

2005 「広範的実践—田野、旅行与人類學訓練」A. 古塔、J. 佛格森編『人類學定位—田野科学の界限与基礎』駱建建、袁同凱、郭立新訳、pp. 189–228、北京：華夏出版社。

c. シリーズの論文集所収の論文

シリーズ名を書名に続けて丸括弧内に記す。欧文文献の場合、シリーズ名はローマン体とする。

Ardener, E. W.

1985 Social Anthropology and the Decline
of Modernism. In J. Overy (ed.)
Reason and Morality (A.S.A
Monographs 24), pp. 47–70. London
and New York: Tavistock
Publications.

d. 単行本

著者ないし編者、刊行年、書名、出版地及び出版社を記す。欧文の場合、編者については、単編は (ed.)、共書は (eds.) で表す。

柳田国男編

1935 『日本民俗学』東京：岩波書店。

Clifford, J. and G. E. Marcus (eds.)

1986 *Writing Culture: The Poetics and
Politics of Ethnography*. Berkeley,
Los Angeles and London: University
of California Press.

王国平主編

2004 『西湖文献集成 第二輯 宋代史志
西湖文献』杭州：杭州出版社。

e. 翻訳書

上記に加え翻訳者名を表記し、必要に応じて原文を括弧内に表記する。

エリアーデ, M.

1974 『シャーマニズム—古代的エクス
タシー技術』堀一郎訳、東京：冬
樹社。

Van Gennep, A.

1960 *The Rites of Passage*. Translated by
M. B. Vizedom and G. L. Cafee.
Chicago: University of Chicago
Press.

f. 初版・初出も示す場合

荒 松雄

1992 『インドとまじわる』東京：中央
公論（初出は 1982 年、東京：未
来社）。

Daniels, Roger

2002 *Coming to America: A History of
Immigration and Ethnicity in
American Life*. 2nd ed. New York:
Harper Perennial.

宿白

1996 「參觀敦煌莫高窟第二八五窟礼記」
『中国石窟寺研究』pp. 206–213。
北京：文物出版社（初出：1956
『文物参考資料』1956 年第 2 期，
北京：文物出版社）。

g. 和文文献の欧文表記

Ashizawa Noriyuki (芦沢紀之)

1972 「実録・総戦力研究所—太平洋戦
争開始前後」『歴史と人物』10:
73–95。 (The Document: the Institute
of Total War Abilities. *History and
Persons* 10: 73–95.)

Kawakita Jiro (川喜田二郎)

1987 『素朴と文明』(Primitive and Civi-
lization) 東京：講談社 (Kodansha)。

Inoue Mitsusada

1960 *Nihon kokka no kigen (Origin of the
Japanese State)*, (Iwanami shinsho
380). Tokyo: Iwanami Shoten.

h. ウェブサイト

以下の例を参考に最終閲覧日を記載すること。
法務省入国管理局

「平成 22 年における難民入定者数等について」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00077.html (2014 年 8 月
1 日閲覧)

鈴木 紀

2015 「ミュージアムの中の古代アメリ
カ文明」『民博通信』152: 4–9。
(<http://www.minpaku.ac.jp/sites/default/files/research/activity/publication/periodical/tsushin/pdf/tsushin152-01.pdf> 2017 年 7 月 14 日閲覧)

Demmert, W. and R. Arnold

1996 Language Policy. In G. Cantoni (ed.)
Stabilizing Indigenous Languages
(Center for Excellence in Education
Monograph). Flagstaff: Northern
Arizona University (Internet, 26 July
2001, <http://www.ncbe.gwu.edu/miscpubs/stabilize/ii-policy/index.htm#Abstract>)

Federation of American Scientists

Resolution comparison: Reading
license plates and headlines. <http://www.fas.org/irp/imint/resolve5.html>
(accessed June 1, 2005)

附則

この要領は、平成28年 7 月 4 日から施行する。

この要領は、平成29年 9 月 13 日から施行する。

この要領は、平成30年 3 月 13 日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

国立民族学博物館研究報告 47巻3号

[監修]
吉田憲司
〔編集長〕
野林厚志
〔編集委員〕
相島葉月
小野林太郎
斎藤玲子
笠原亮二
鈴木英明
奈良雅史
ピーター・J・マシウス
松尾瑞穂
吉岡乾

令和5年3月3日 発行

国立民族学博物館研究報告 47巻3号

編集・発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
國立民族学博物館
〒565-8511 吹田市千里万博公園 10-1
TEL 06(6876)2151 (代表)

印 刷 株式会社 遊文舎
〒532-0012 大阪市淀川区木川東4丁目 17-31
TEL 06(6304)9325 (代表)
